

## ロシア連邦憲法（基本法）（草案）

### [前文]

ロシア連邦の多民族からなる人民は、  
わが国において共通の運命によって結びつけられ、  
祖国愛と善と正義に対する崇高な確信をわれわれに伝えた祖先に想いをはせ、  
人の自由および権利ならびに価値ある生命、市民的平和および合意を尊重し、  
歴史的に形成された国家的統一を保持し、  
ロシアを復興し、そしてそれを搖るぎない民主的国家とし、  
現在および将来の世代に対してわれわれの祖国を継承する責任に基づき、  
世界共同体の一員であることを自覚して、  
ロシア連邦憲法を定める。

### 第 1 編

#### 第 1 章 総則。人の権利および自由

##### 第 1 条

- ① ロシア連邦は、人、その尊厳、うばわれることのない権利および自由を最高の価値とする民主的かつ法治的で世俗的な連邦国家である。  
② ロシア連邦における国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。

##### 第 2 条

ロシアは、憲法および連邦条約に基づいてその不可分の構成をなす連邦構成主体を統合する連邦国家たるロシア連邦である。

##### 第 3 条

- ① ロシア連邦は、民主的な共和国である。  
② ロシア連邦の国家体制は、人民権力に基礎をおく。ロシアの人民は、その権力を直接に、またはその代表をとおして行使する。

##### 第 4 条

ロシア連邦における国家権力は、立法権、執行権および司法権の分立、ならびにロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の間の管轄事項および権限の区分にその基礎をおく。

##### 第 5 条

- ① ロシア連邦の領土においては、国家権力の統一が保障される。国家権力を代表し、行使するのは次の者である。

- 1) 国家元首であるロシア連邦大統領
  - 2) 立法権を行使する国家会議と連邦議会からなる連邦議会
  - 3) 執行権を行使するロシア連邦政府
  - 4) 司法権を行使するロシア連邦の裁判制度をなす裁判所および裁判官
- ② 共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区における国家権力は、連邦条約に従い、これらの組織する立法権(代表制)および執行権の諸機関がこれを行使する。
- ③ ロシア連邦大統領、連邦議会、ロシア連邦および構成主体の選挙制によるその他の国家機関は、ロシア連邦の市民がこれを選挙する。
- ④ 地方自治(体)は、国家権力から分離され、独立かつ自立的に活動する。

##### 第 6 条

- ① いかなるイデオロギーおよび宗教も、ロシアにおいてはこれを国家的および義務的なものとすることはできない。

- ② いかなる政党および教会も、国家の後見および監督のもとにおかれることはない。

##### 第 7 条

- ① ロシア連邦の人民の直接的権力の最高の表現は、自由、普通、平等、直接、秘密の投票により市民が行う権力機関への自己の代表の選挙および全人民的レフェレンダムである。

② 全人民的レフェレンダムの実施の根拠および手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

#### 第 8 条

① ロシア連邦においては、世界人権宣言ならびに国際法の一般に承認された原則および規範に従い、基本的な権利および自由が承認され、保障される。

② 人の権利および自由は、ロシアのすべての人に生まれながらのものとして承認される。

#### 第 9 条

① すべての人は、法律および裁判のまえに平等である。

② 権利および自由の平等は、人種、民族、言語、出生、財産および職務上の地位、居住地、宗教に対する態度、信条、社会団体への参加、ならびにその他の事情の別なく、国家によってこれを保証される。

③ 男と女は、平等の権利および自由を有する。

④ 人口の少ない民族 [エスニスティ] に帰属する者の権利および自由は、この憲法、一般に承認された国際法の原則および規範、ならびにロシア連邦の条約に従ってこれを保証される。

#### 第 10 条

人の権利および自由は、ロシアにおいて直接的な効力をもつ。これらの権利および自由は、そのようなものとして法律の意味、内容および適用を規定し、立法権、執行権、地方自治（体）を義務づけ、裁判によってこれを保障される。

#### 第 11 条

ロシアにおいては、人間的尊厳は不可侵である。いかなる事情があれ、これを軽んずることはできない。

#### 第 12 条

① 各人は、生命、人身の不可侵、自由および安全に対する権利を有する。

② 何人も、拷問、暴力、その他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つける処遇または刑罰を受けることはない。何人も、本人の自発的な同意なしに医学的、学術的またはその他の実験材料とされることはない。

#### 第 13 条

各人は、私的生活 [プライバシー]、個人および家族の秘密、自己の名誉および名声の保護に対する権利を有する。

#### 第 14 条

① 各人は、良心の自由、信仰の自由、宗教活動または無神論に基づく活動、思想の自由ならびに自己の意見および信条を表現する自由、自己の人格の自由な発展に対する権利を保障される。

② 何人も、自己の意見および信条の表明またはその放棄を強制されることはない。

#### 第 15 条

① 各人は、言論の自由に対する権利、自己の見解および思想を自由に普及する権利、情報を求め、受け取り、自由に伝達し、これを普及する権利を有する。

② 出版の自由は、これを保障される。検閲は、これを禁止する。

#### 第 16 条

① 各人は、ロシア連邦の全土において、移動、滞在地および居住地の選択の自由に対する権利を有する。

② 各人は、ロシア連邦の国外に自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、自由に祖国に帰国する権利を有する。

#### 第 17 条

各人は、信書の自由および秘密、郵便、電信、電話およびその他の通信の秘密に対する権利を有する。

#### 第 18 条

① 団結および結社の自由に対する権利は、これを保障される。

② 何人も、いかなる団体に加入し、またはその構成員たることを強制されることはない。

#### 第 19 条

ロシア連邦の市民は、平和的に、武器を携帯しないで、集合し、集会、大衆集会および示威行進、行進およびピケッティングを行う権利を有する。

#### 第 20 条

住居は、不可侵である。何人も、そこに居住する者の意思に反してその住居を捜索する権利を有しない。

## 第 2 1 条

- ① 各人は、個人または他の人と共同で財産を所有し、それを占有、使用、処分する権利を有する。
- ② 所有権は不可侵である。何人も、恣意によってその財産を奪われることはない。
- ③ 私的所有権は、人の自然的な権利である。
- ④ 市民およびその団体は、法律に従って取得した土地およびその他の任意の財産を私的に所有し、自己の裁量によってこれらの財産を売却し、贈与し、相続し、またはその他の方法で処分する権利を有する。

## 第 2 2 条

各人は、経済的自由の権利、法律によって禁止されていない経済活動のためにその能力および財産を自由に使用する権利を有する。

## 第 2 3 条

- ① 労働は、自由である。各人は、自己の労働能力を使用し、活動および職業を自由に選択する権利を有する。
- ② 強制労働は、これを禁止する。

## 第 2 4 条

- ① 憲法に列举された基本的権利および自由は、その他の一般に承認された人の権利および自由を否定し、または制限するためにこれを解釈してはならない。
- ② ロシア連邦においては、人の権利および自由を取り消し、または制限する法律はこれを公布することができない。
- ③ 権利および自由の行使の条件および手続は、法律のみがこれを定めることができる。
- ④ 人の権利および自由の個々の制限は、他人の権利および法律によって保護された利益の擁護、国家体制の擁護、安全および社会秩序の保障、健康および道徳の保護のためにそれが必要とされる場合に、連邦の憲法法律によってのみこれを行うことができる。
- ⑤ いかなることであれ、これを憲法第8、9、10、11、12、13、14条の規定に反して正当事由とすることはできない。

## 第 2 5 条

- ① 非常事態にある場合の権利および自由の一定の制限は、非常事態を導入した法令によって制限の種類、範囲およびその有効期間が記載されている場合に限りこれを定めることができる。
- ② ロシア連邦の全土およびその一部の地方における非常事態は、連邦の憲法法律に定める事態が存在する場合にその定める手続に従ってこれを導入することができる。

## 第 2 6 条

- ① 何人も、その責任が法律に定める手続によって立証され、裁判所の判決によって確定されない限り、犯罪を実行したものとされまたは刑罰を課せられることはない。
- ② 勾留および自由剥奪は、法律の根拠に基づいて裁判所が決定する場合にのみ、これを許される。
- ③ 公判前にある者は、36時間を越えてこれを拘置することはできない。
- ④ 死刑は、それが完全に廃止されるまでの間、故意の殺人および重大な犯罪の実行による人々の殺戮に対する刑罰の例外的措置として、陪審員の参加した裁判所の判決によってのみこれを適用することができる。

## 第 2 7 条

- ① 土地およびその他の天然資源の占有、使用および処分は、その所有者が自由にこれを行うことができる。ただし、これが自然的富に損害をもたらし、当該地域に居住する者の利益を侵害する場合はこの限りではない。
- ② 独占および不誠実な競争のために経済活動の自由を利用することは、許されない。

## 第 2 8 条

- ① 自由のための活動によって迫害され、自国において基本的権利および自由を奪われた外国人は、ロシア連邦において避難権を有する。
- ② ロシア連邦においては、政治的行為およびその他のロシア連邦の法律によって犯罪と認められていない行為によって追及されている者を外国に引き渡すことは許されない。犯罪の被疑者・被告人の引き渡しは、連邦法律または条約に基づいてこれを行う。

## **第 2 9 条**

- ① ロシア連邦は、人の権利および自由の国家的保護を保証する。
- ② 各人は、自己の権利および自由を法律に定めるあらゆる方法によって擁護する権利を有する。

## **第 3 0 条**

国家機関、施設および公務員は、各人に対して、直接その権利および自由に関連する文書および資料を知る機会を保障する義務を負う。ただし、法律によって別段の定めがある場合はこの限りではない。

## **第 3 1 条**

各人には、その権利および自由の裁判上の保護が保障される。法律に違反しもしくは権限を越越し、または市民の権利に損害をあたえた国家機関、社会団体および公務員の決定および行為は、これを裁判所に提訴することができる。

## **第 3 2 条**

犯罪および権力濫用の被害者の権利は、法律によって保護される。国家は、この被害者に対し、裁判を受ける機会、ならびに被告人および国家の負担によって被害の補償を受ける機会を保障する。

## **第 3 3 条**

- ① 犯罪につき有罪判決を受けたすべての者は、法律の定める手続により上級審による判決の再審を受ける権利、および特赦または減刑を願いでる権利を有する。
- ② 何人も、同一の違法行為に対し、重ねて刑事上のまたはその他の責任を問われることはない。
- ③ 裁判の遂行にあたり、法律に違反して取得された証拠はこれを認められない。

## **第 3 4 条**

- ① 人の責任を定めまたはそれを加重する法律は、遡及効をもたない。何人も、その実行のときに違法行為とされていない行為につきその責任をとわれることはない。違法行為の実行のうちにその行為に対する責任が免除され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。
- ② 市民の刑罰またはその権利の制限を定める法律は、公式の手続によってそれが公布されたのちにこれを施行する。

## **第 3 5 条**

何人も、自己、その配偶者および法律の定める範囲の近親者の利益に反して証言する義務を負わない。法律によって、証言の義務を免ずるその他の場合を定めることができる。

## **第 3 6 条**

- ① 各人は、有資格者による法律援助を受ける権利を保障される。法律の定める場合、この援助は無料で行われる。
- ② 犯罪の実行のかどで逮捕され、勾留された者、または被疑者・被告人は、その逮捕、勾留のときから弁護士（防禦人）の援助を受ける権利を有し、弁護士（防禦人）の不在のものでの供述をおこなわない権利を有する。

## **第 3 7 条**

各人は、国家機関および公務員が職務上の義務の遂行にあたって犯した違法行為によって受けた損害に対し国家補償を求める権利を有する。

## **第 2 章 ロシア連邦の市民**

### **第 3 8 条**

- ① 人のロシア連邦への帰属およびその地位は、ロシア国籍によって決定される。
- ② ロシアに生まれ、常時居住しているすべての人は、ロシア国籍を取得する権利を有する。
- ③ 連邦構成主体のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。
- ④ ロシア連邦のすべての市民は、すべての連邦構成主体の領域において、当該の連邦構成主体の市民と同等の権利を享受し、義務を負う。
- ⑤ ロシア国籍の取得、その自発的な放棄は、連邦法律によってこれを規制する。

### **第 3 9 条**

- ① ロシア連邦の市民は、その国籍およびそれを変更する権利を奪われることはない。
- ② ロシア連邦の市民は、ロシアの国外に追放されることはない。

③ ロシア連邦は、国外において自国の市民に対し保護を保障する。

#### 第40条

① ロシア連邦の市民は、連邦法律および条約に従って外国の国籍、すなわち二重国籍をもつことができる。

② ロシア連邦の市民は外国の国籍を保有したために、ロシア国籍によって生ずるその者の権利および自由を制限され、義務を免じられることはない。ただし連邦法律または条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

#### 第41条

ロシア連邦の市民には、成人によってなり、満18歳から独立してその権利および義務を完全に行使することができる。この例外は、法律によって定める。

#### 第42条

① ロシア連邦の市民は、法律に従って、国家機関および地方自治機関を選挙する権利を有し、これらの機関に選挙される。

② 選挙には、満18歳に達したロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為無能力と認定され、または裁判所の判決によって自由制限施設に収容されている市民は、選挙権および被選挙権行使することができない。

#### 第43条

① 家族、母子は、社会全体の配慮および法律による優先的保護の対象であり、子どもについての配慮およびその養育は、親の自然的権利であり、義務である。

② 子どもの養育に関する労働は、他のすべての労働と同等に扱われ、適正かつ正当な社会保障の基礎である。

#### 第44条

① ロシア連邦においては、老齢、疾病および労働能力の喪失、扶養者の死亡の場合に、国家による社会保障が保証される。

② 年金、社会的な手当、社会的な扶助は、社会の経済的能力に従って、法律の定める最低基準を下回らない生活水準を保障しなければならない。

③ 多子家族、戦争および平時の障害者、弾圧の犠牲者、戦争および弾圧の犠牲者の未亡人および遺児、不治の肉体的および精神的な病気に苦しむ者、孤児および親の監護をなくした子どもは、優先して社会保障を受ける権利を有する。

#### 第45条

ロシア連邦においては、国家および地方自治機関の負担で建設された住宅および家屋を有償または無償で市民の所有（財産）に移転し、ならびに国家および自治体のフォンドまたは法律の定めるその他の形態のフォンドから財産の少ない人のために住宅使用料を助成することによって、すべての家族に対して設備の整った住居を保障するための必要な措置がとらえる。

#### 第46条

市民は、安全および衛生の順守事項に適う条件のもとで労働し、いかなる差別も受けないで法律の定める最低基準を下回らない同一労働同一賃金を保障され、および失業にさして保護を受ける権利を有する。

#### 第47条

市民は、保健制度における質の高い医療援助を受ける権利を有する。無料または有料の医療および医療保険を含むすべての形態の医療サービスの提供の発展が保証され、安全な環境、健康の増進、体育およびスポーツの発展を促進する活動が奨励される。

#### 第48条

市民の社会的必要を保障する国家の活動は、これによって経済的な自由および活力、企業的イニシアティヴ、市民の自己および家族のために経済的安寧を自ら達成する機会を国家的後見に代替させてはならない。

#### 第49条

① 文学的、芸術的、学術的および技術的な創造と教育の自由および知的所有権は、法律によって保護される。

② 市民は、文化的な生活への参加、文化施設の利用、文化的価値への平等のアクセスに対する権利を有する。

③ 各人は、歴史的および文化的な遺産の保護について配慮し、歴史、文化および自然の記念物を大切にする義務を負う。

## **第 5 0 条**

法律の定める税金の納付は、防衛上のまたは社会的およびその他の国家的必要に関する国家の支出を保障するための市民およびその団体の責務であり、義務である。

## **第 5 1 条**

教育のための条件を保障することは、国家の公的な責務であり、義務である。国立、公立および私立の学校およびその他の教育施設の教育ならびに活動の条件および手続は、法律によってこれを定める。中等学校および職業教育は、国家の助成金を交付され、任意の市民が無償でこれ受けることができる。

## **第 5 2 条**

- ① 祖国の防衛は、市民の義務である。
- ② 市民は、連邦法律に従って兵役に服する。
- ③ 市民は、その信条および信仰が兵役に服することと矛盾する場合、および法律の定めるその他の場合に、民政部門の職務にそれを代替させる権利を有する。

## **第 5 3 条**

市民は、自然および環境を保護し、自然的富を大切にする義務を負う。

## **第 5 4 条**

外国人および無国籍者は、ロシア連邦においてその市民と同じ権利を有し、義務を負う。ただし、連邦法律および相互主義に基づいて締結されたロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

## **第 3 章 ロシア連邦**

### **第 5 5 条**

- ① 連邦国家であるロシア連邦は、共和国、地方(クライ)州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区からなる。
- ② 連邦の構成主体は、自治的な地域的共同体からなり、独立してその地域的編成を決定する。

### **第 5 6 条**

- ① ロシア連邦は次のものから構成される。  
アディゲヤ共和国（アディゲヤ）、バシコルトスタン共和国、ブリヤーティア共和国、ゴルヌイ・アルタイ共和国、ダゲスタン・ソビエト社会主义共和国=ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムイク・ハルムク・タングチ共和国、カラチャイ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー・エル共和国、モルドヴァ・ソビエト社会主义共和国、サハ共和国（ヤクーティア）、北オセート・ソビエト社会主义共和国、タタールスタン共和国（タタールスタン）、トゥーヴァ共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチェン共和国、チュヴァシ共和国=チャヴァシ共和国  
地方(クライ)；アルタイ、クラスノダール、クラスノヤール、プリモーレ、スタヴロポリ、ハバロフスク

州；アムール、アルハンゲリスク、アストラハン、ベルゴロド、ブリヤンスク、ヴラジーミル、ヴォルゴグラード、ヴォログダ、ヴォロネジ、イヴァノヴォ、イルクーツク、

カリーニングラード、カルーガ、カムチャツカ、ケメロヴォ、キーロフ、コストロマ、クルガン、クールスク、レニングラード、リペツク、マガダン、モスクワ、ムルマンスク、ニジニ・ノヴゴロド、ノヴゴロド、ノヴォシビルスク、オムスク、オレンブルグ、オリョール、ペンザ、ペルミ、プスコフ、ロストフ、リヤザン、サマーラ、サラトフ、サハリン、スヴェルドロフスク、スマレンスク、タンボフ、トウヴェーリ、トムスク、トゥーラ、チュメニ、ウリヤノフスク、チェリャビンスク、チタ、ヤロスラーヴリ

連邦的意義をもつ都市；モスクワ、サンクト・ペテルブルグ

地方に含まれる自治州；ユダヤ

自治管区；アгинスキイ・ブリヤート、コミ・ペルミャーク、コリャーク、ネネツ、タイムイル（ドルガン・ネネツ）、ウスチ・オルディンスキイ・ブリヤート、ハントウ・イ・マンシー、チュコチ、エヴェンク、ヤマロ・ネネツ

② ロシア連邦への加入および構成主体における新しい連邦の構成主体の形成は、連邦条約に署名した連邦構成主体との合意により、連邦の憲法法律の採択によってこれを行う。

## 第 5 7 条

① ロシア連邦の領土は、共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州および自治管区の領土、ロシア連邦の内水および領海、その領空を含む。

② 共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州および自治管区の間の境界は、連邦条約に定める手続によって承認されるその相互協定に従ってこれを変更することができる。連邦構成主体の境界の問題は、そのイニシャティヴに基づき連邦会議によって、当該地域の住民のレフェレダムに付すことができる。

## 第 5 8 条

① ロシア連邦の主権は、その全領土におよぶ。

② 連邦のいかなる構成主体も、人民のいかなる部分、個々の国家機関、公務員または個々の者も、ロシア連邦の主権を行使する権利を横領することはできない。

## 第 5 9 条

① ロシア語が、ロシア連邦における公式の国語とみなされる。

② 共和国においては、共和国の人民（民族）の言語を国語として使用することができる。

③ 国家は、ロシア連邦のすべての民族に母語を保護し、その習得および熟達のための条件を整備する権利を保証する。

## 第 6 0 条

① ロシア連邦は、「ロシア連邦-ロシア」と称する。「ロシア連邦」と「ロシア」の呼称は、同義である。

② ロシア連邦は、ロシア連邦の国旗、国章および国歌を有する。これらは、連邦の憲法法律によって定める。

③ ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

## 第 6 1 条

ロシア連邦と連邦構成主体の間の国家的権限は、ロシア連邦憲法および連邦条約の定めるロシア連邦の権限のほかは、連邦構成主体が独立してその領域において国家権力を行使するということをふまえてこれを区分する。

## 第 6 2 条

- ① ロシア連邦の管轄には、連邦条約によって別段の定めのない限りで、以下の事項が含まれる。
- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の採択および改正、それらの順守に対する監督
  - 2) ロシア連邦の連邦構造および領土
  - 3) ロシア連邦における人と市民の権利および自由の擁護、少数民族の権利の擁護
  - 4) 立法権、執行権および司法権の連邦諸機関の体系の確立、その組織および活動の手続、連邦国家機関の形成
  - 5) 連邦国家財産およびその管理
  - 6) ロシア連邦における国家的、経済的、社会的、文化的および民族的な発展の領域の連邦政策および連邦計画の原則の制定
  - 7) 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済機関
  - 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
  - 9) 連邦エネルギー一体系、原子力発電、放射性物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
  - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
  - 11) ロシア連邦の対外経済関係
  - 12) 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定、放射性物資、毒物、麻酔剤の生産およびそれらの使用手続
  - 13) ロシア連邦の国境、領海、経済水域および大陸棚の地位および防衛
  - 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法、知的所有権の法的規制
  - 15) 連邦抵触法
  - 16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、公式統計および簿記
  - 17) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
  - 18) 連邦の国家的職務
- ② 連邦条約は、ロシア連邦および連邦構成主体の共同管轄事項に含まれる国家的権限、ならびに国家機関によるこれらの権限の行使の手続を定める。

## 第 6 3 条

- ① 生産物、商品、サービスおよび資金は、ロシア連邦の全土において自由に、何人に対してもいかなる障壁を設定することなく、ロシア連邦における連邦構成主体および地域の間の境界の存在にかかわらず、これを流通させることができる。
- ② 連邦構成主体の境界および領域をとおる生産物、商品、サービス、資金の移動に対していかなる関税および手数料も、これを課すことは許されない。
- ③ 生産物、商品、サービス、資金の移動の個別的または一時的な制限は、安全の保障、人々の生命および健康の保護、自然および文化財の保護のために必要な場合に、法律によってこれを定めることができる。

## 第 6 4 条

- ① ロシア連邦における单一の通貨単位は、ルーブリである。その他の通貨の設定および発行は、ロシアにおいてはこれを許されない。
- ② 連邦予算、連邦構成主体の予算、地方予算に徴収される税の体系は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ 納税者にとってその活動による適正な収入の取得が不可能となるような負担の重い課税またはその者の財産の収容は、これを許されない。
- ④ 国債は、法律に基づいて発行し、住民およびその他の債券者にこれを強制することはできない。

## 第 6 5 条

- ① ロシア連邦憲法は、最高の法的効力を有し、その規範はロシア連邦において直接効力を有する。
- ② 連邦の憲法法律は、憲法の定める問題に関してこれを採択する。
- ③ ロシア連邦においては、法律およびその他の法的アクトにとって一般原則または基本原則の効力をもつ法典、基本法およびその他の制定法が採択される。
- ④ 連邦法律は、ロシア連邦の全土において効力を有する。連邦法律とロシア連邦において公布された他のアクト〔法令〕の間に不一致がある場合は、連邦法律が効力を有する。

## 第 6 6 条

- ① 連邦構成主体における国家権力の体系は、人民権力、共和制、権力分立に関するこの憲法の規定に基づいてこれを定める。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区、連邦的意義を有する都市においては、国家権力の代表制機関および執行権の長が選挙され、政府(行政庁)が組織される。
- ③ 連邦構成主体の執行権の長および政府(行政庁)は、ロシア連邦の単一の執行権の体系を構成する。

## 第 6 7 条

- ① 地方における連邦の国家権力の権限は、連邦の地方機関および公務員がこれを行使する。
- ② ロシア連邦の国家機関は、連邦構成主体の国家機関および公務員ならびに地方自治機関に連邦の国家権力の権限の行使を委譲することができる。その場合、連邦法律およびロシア連邦の対応する国家機関の決定に従う。
- ③ ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府は、この憲法に従い、ロシア連邦の全土における連邦の国家権力の権限の行使を保障する措置を講ずる。

## 第 6 8 条

戦争を行う権利は、ロシア連邦に対する侵略の阻止および国際法上の規範が定めるその他の場合を除き、国家に対しこれを認めない。

## 第 6 9 条

- ① ロシア連邦は、その締結する条約および協定により、その主権の一部を共同体、連合、同盟およびその他の国家連合に委譲することができる。
- ② これらの条約および協定は、人の権利および自由、ロシア連邦の国家体制の原則を侵害することはできない。これらの条約および協定は、平等および互恵の原則に基づいて締

結され、これを執行しなければならない。

③ これらの条約および協定の批准は、院の代議員総数の三分の二以上の多数によって採択される連邦会議の決定によって行われる。

## 第4章 ロシア連邦大統領

### 第70条

- ① ロシア連邦大統領は、国家元首である。
- ② 大統領は、憲法、市民の権利および自由の保証人である。憲法の定める手続により、大統領は、ロシア連邦の主権、その独立の維持および国家の保全に関する措置を講じ、べての国家機関の調整のとれた活動および相互作用を保障する。
- ③ 国家元首としての大統領は、国内および国際関係においてロシア連邦を代表する最高の公務員である。

### 第71条

- ① ロシア連邦大統領は、5年の任期で選挙される。
- ② 同一人物が2期を越えて大統領の職につくことはできない。
- ③ 大統領には、35歳以上65歳以下の任意のロシア連邦市民で、ロシア連邦に10年以上居住している者が選挙される。
- ④ 大統領は、連邦議会の両院の代議員となることはできない。大統領となる者は、この職についてのみ報酬をうることができる。
- ⑤ 大統領の選挙の手続は、連邦法律によってこれを定める。

### 第72条

ロシア連邦大統領は、その就任にあたり連邦議会の会議において次の宣誓を行う。「私は、誠実に大統領の職務を遂行し、ロシア連邦憲法を執行し、擁護し、ロシア連邦の市民の権利および自由を保護することをここに厳粛に誓います」。

### 第73条

- ① ロシア連邦大統領は、直接に国家の上級職の任命を行い、またはこれらの職の選挙もしくは指名のための候補者を連邦議会に提案する。
- ② ロシア連邦大統領は、
  - 1) 連邦議会にロシア連邦首相指名のための候補者を提案し、
  - 2) 連邦議会にロシア連邦政府の信任または総辞職に関する問題を提起し、
  - 3) 連邦議会にロシア銀行総裁の指名のための候補者を提案し、
  - 4) ロシア連邦首相の提案に従い、連邦会議との協議のうちに政府を構成する連邦大臣および連邦官庁の長を任命し、解任し、
  - 5) 連邦会議に連邦憲法裁判所、連邦最高裁判所、連邦最高仲裁裁判所の裁判官および連邦最高裁判官会議〔連邦最高法廷または連邦最高司法会議の訳もある〕を構成する連邦裁判官の候補者、ならびにロシア連邦検事総長の候補者を提案し、
  - 6) ロシア連邦大統領府の長および大統領府の他の公務員を任命し、解任し、
  - 7) 地方のロシア連邦大統領全権代理を任命し、解任し、
  - 8) 軍最高司令部の職を任命し、解任し、
  - 9) 外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命し、召喚する。

## **第74条**

ロシア連邦大統領は、

- 1) 連邦議会の選挙を公示し、
- 2) 憲法に従ってロシア連邦政府の形成のために必要とされる決定を連邦議会が採択しない場合、および国家権力の危機を憲法に定める根拠に基づいて解決することができないその他の場合に、連邦会議および国家会議の議長との協議のうちに連邦議会の任期満了前の解散を行い、
- 3) 全人民的なレフェレンдумを公示し、
- 4) 連邦議会において自己の立法発議権を行使し、
- 5) ロシアの内外政策の遂行について連邦議会に年次教書を送り、
- 6) 連邦法律の採択のうちにこれに署名し、これを公布する。

## **第75条**

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の条約の交渉を行い、これに署名し、国際関係において国家を代表する。
- ② 外国の大使、特命大使および国際機関の全権代理は、ロシア連邦大統領がその信任状を受理する。

## **第76条**

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦軍の最高司令官である。
- ② ロシア連邦に対する侵略またはその直接的危険がある場合、大統領は、国の全土または特定の地域に戒厳令を導入し、遅滞なくこれを連邦議会に通知する。

## **第77条**

ロシア連邦大統領は、この憲法、連邦条約および連邦の憲法法律に定める事由および手続において、非常事態を導入し、遅滞なくこれを連邦議会に通知する。

## **第78条**

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦安全保障会議を指揮する。この安全保障会議は、ロシア連邦首相、国防、内務および司法に責任をもつ連邦大臣、ならびに連邦会議の同意をえて大統領がロシア連邦安全保障会議に任命するその他の公務員からこれを構成する。
- ② ロシア連邦安全保障会議は、ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府の採択する決定を審議し、準備する。

## **第79条**

ロシア連邦大統領は、

- 1) ロシア国籍および亡命の受入れの問題を解決し、
- 2) 国家賞を授与し、ロシア連邦名誉称号を授与し、
- 3) 特赦を行う。

## **第80条**

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の国家機関と連邦構成主体の国家機関の間、および連邦構成主体の国家機関相互の間の紛争の仲裁者であり、その決定により紛争問題に関する合意を承認する。合意が得られない場合、紛争は連邦憲法裁判所に送致される。
- ② ロシア連邦および連邦構成主体の国家機関、ならびに地方自治機関が、この憲法、連

邦条約に違反し、または人の権利および自由を侵害するアクトを採択した場合、ロシア連邦大統領は、このアクトの効力を停止し、この問題を管轄する裁判所にこれら違反の除去に関する請求を申立てる。

#### **第 8 1 条**

ロシア連邦大統領は、大統領令を制定し、命令を公布する。

#### **第 8 2 条**

ロシア連邦大統領は、不逮捕特権を有する。

#### **第 8 3 条**

① ロシア連邦大統領の権限は、辞任、その権限の遂行不能、罷免の場合、または死亡によって消滅する。新しい大統領の選挙は、これらのいずれかの事由が生じてから 6 週間以内にこれを行わなければならない。

② 連邦会議は、国家会議が、国家体制を破壊し、人の権利および自由を制限する国家反逆またはこの憲法に対して故意に違反したかどで大統領の起訴を提起し、連邦最高裁判官会議の決定によってそれが承認された場合にのみ、ロシア連邦大統領を罷免することができる。

③ ロシア連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務は臨時に連邦会議議長が、それが不可能な場合にはロシア連邦首相が、これを遂行する。

### **第 5 章 連邦議会**

#### **第 8 4 条**

連邦議会は、連邦法律を採択し、憲法の定める監督機能を行使するロシア連邦の最高の代表制連邦機関である。

#### **第 8 5 条**

① 連邦議会は、連邦会議〔連邦会議〕および国家会議〔国家会議、国会〕の 2 院からなる。

② 連邦会議には、各連邦構成主体から 2 人の代議員が選挙される。ロシア連邦を構成する共和国、自治州、自治管区からは、連邦会議においてこれらの連邦構成主体の代議員が 50 %未満とならないように、連邦法律の定める代表基準により追加的に代議員が選挙される。

③ 国家会議は、単一の代表基準に基づき、地域選挙区ごとに選挙される 300 人の代議員からなる。

#### **第 8 6 条**

① 連邦会議および国家会議は、4 年の任期で同時に選挙される。

② 国家会議および連邦会議の代議員の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

#### **第 8 7 条**

① 国家会議および連邦会議の代議員になることができるのは、満 21 歳以上の選挙権を有するロシア連邦のすべての市民である。

② 連邦会議および国家会議において、同時にその代議員となることはできない。

#### **第 8 8 条**

① 国家会議の代議員および連邦会議の代議員は、自己の代議員の職務の遂行にかかるわる

行為につき、逮捕され、勾留され、捜索、身体検査、裁判手続によって課せられる行政罰を受け、または刑事責任を問われることはない。

② 代議員は、自己の職務の遂行に關係のない刑事犯罪もしくは行政的違法行為について、当該の院の同意なしに、会期と会期の間は院の議長の同意なしに、追及され、または勾留されることはない。ただし、現行犯逮捕された場合はこの限りではない。

## 第 8 9 条

① 連邦議会は、会期においてその活動を行う。

② 連邦議会の最初の会期は、議会選挙ののち 30 日以内にロシア連邦大統領がこれを召集する。

③ 連邦議会の会期は、両院の合同決定により閉会を宣言する。

## 第 9 0 条

① 連邦会議および国家会議は、それぞれに会議を行う。両院の合同会議は、この憲法が定める問題を審議するためにこれを行うことができる。

② 両院の会議は、公開である。議事規則に直接に定める場合には、両院は、秘密会を行うことができる。

③ 各院は、その代議員のなかから院の議長および副議長を選挙する。議長は、当該の院の会議を主宰し、院内の秩序を統轄する。

④ 両院の活動の遂行および両院合同会議の開催の手続は、各院および合同会議のために採択される議事規則によってこれを定める。

## 第 9 1 条

連邦会議および国家会議は、連邦議会が採択する法律およびその他の法令の草案の準備のために常任委員会および特別委員会を組織し、議会の聴聞および調査を行う。

## 第 9 2 条

① 連邦会議および国家会議は、合同して、

- 1) 連邦予算を採択し、その決算報告を承認し、
- 2) ロシア連邦大統領の年次教書を審議し、
- 3) ロシア連邦への加入および新しい連邦構成主体の形成を承認し、
- 4) 連邦の憲法法律を採択し、
- 5) 憲法を改正し、
- 6) 憲法に定めるその他の問題を解決する。

② 連邦会議および国家会議の合同決定は、各院の代議員の多数が賛成した場合にこれを採択されたものとみなされる。ただし、この憲法または連邦の憲法法律がその他の手続を定める場合はこの限りではない。

## 第 9 3 条

連邦会議は、憲法および連邦条約に従って、

- 1) 連邦構成主体の間の境界の変更を承認し、
- 2) 連邦構成主体の憲法的・法的な地位の変更を承認する。

## 第 9 4 条

連邦会議は、ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦首相の職を任命し、政府の

信任または総辞職に関する問題を解決する。

#### 第95条

- ① 連邦会議は、ロシア連邦大統領の提案により、連邦憲法裁判所、連邦最高裁判所、連邦最高仲裁裁判所の裁判官、連邦最高裁判会議を構成する連邦裁判官の職を任命し、ロシア連邦検事総長の職を任命し、解任する。
- ② 連邦会議は、ロシア連邦大統領によって提案されたロシア連邦安全保障会議の候補者を審議する。

#### 第96条

連邦会議は、

- 1) 条約を批准し、破棄し、
- 2) 戦争と平和の問題を解決し、
- 3) 非常事態を樹立し、またはロシア連邦大統領の非常事態導入に関するアクトを承認し、
- 4) 戒厳令を布告し、またはロシア連邦大統領によるその導入に関連する決定を採択し、
- 5) ロシア連邦の国外におけるロシア連邦軍の使用の可能性に関する問題を解決し、
- 6) 国家会議の採択した連邦法律を審議する。

#### 第97条

連邦会議は、この憲法の第83条に定める事由がある場合、ロシア連邦大統領の罷免に関する問題を解決する。大統領の罷免の決定は、連邦会議の代議員総数の三分の二以上が賛成投票した場合に採択されたものとみなされる。

#### 第98条

連邦会議の決定は、院の代議員総数の多数によって採択される。ただし、この憲法または連邦の憲法法律がその他の決定採択の手続を定める場合はこの限りではない。

#### 第99条

- ① 国家会議は、
  - 1) ロシア連邦の管轄事項に含まれる問題に関する法的規制を行い、
  - 2) 連邦税および手数料を定め、
  - 3) 通貨の発行に対する監督を行い、
  - 4) 国家賞を制定し、ロシア連邦名誉称号の制定および授与の手続を定め、
  - 5) 大赦令を布告し、
  - 6) この憲法に従ってロシア連邦大統領に対する弾劾を提案する。
- ② 国家会議の決定は、代議員総数の多数によって採択される。ただし、この憲法または連邦の憲法法律がその他の決定採択の手続を定める場合はこの限りではない。

#### 第100条

- ① 連邦議会は、連邦法律を採択する。
- ② 連邦の憲法法律は、連邦議会の各院の代議員総数の三分の二以上の多数によって採択される。
- ③ 国家会議および連邦会議は、組織およびその活動手続の問題に関する決定を採択する。

#### 第101条

- ① 立法発議権は、国家会議、連邦会議、連邦議会の両院の代議員、ロシア連邦大統領、

ロシア連邦政府、連邦構成主体の立法（代表制）機関がこれを有する。

② 連邦予算案、税の導入および廃止、税の支払の免除、国債の発行、国家の債務の変更に関する法案、連邦予算に基づく歳出を定めるその他の法案（財政法案）は、かならずロシア連邦大統領またはロシア連邦政府の提案に基づいてこれを連邦議会に提起するものとする。

## 第102条

① 国家会議は、この憲法に従って連邦会議または連邦議会の両院が採択する連邦法律をのぞいて、ロシア連邦の管轄事項に含まれるすべての問題に関する連邦法律を採択する。

② 国家会議によって採択された法律は、連邦会議にこれを送致する。連邦会議に法律が送致されたときから10日以内に連邦会議がその意見を表明しない場合は、この法律は連邦議会によって採択されたものとみなされる。

③ 連邦会議がその決定の採択によって法律を否決した場合、両院は、5日以内に生じた意見の不一致を解決するために協議委員会を設置する。そこで合意がえられない場合、国家会議は改めて当該の法案を審議する。再度の議決において、法案が国家会議の代議員総数の三分の二をえた場合、この法律は採択されたものとみなされる。

## 第103条

① 採択された連邦法律は、5日以内にロシア連邦大統領にその署名および公布のために送致される。

② 大統領が、受領のときから14日以内に法律またはその一部を拒否した場合は、連邦議会は、その法律またはその一部を再審議する。再度の議決において、法律が各院の代議員総数の三分の二以上の多数によって承認された場合は、この法律は所定の手続により署名され、公布される。

## 第104条

連邦議会が任期満了前に解散した場合、ロシア連邦大統領は、任期満了前の解散のときから90日以内に新しく選挙された連邦議会が召集されるように新しい選挙の日時を公示する。

# 第6章 ロシア連邦政府

## 第105条

ロシア連邦における執行権の体系は、首相および連邦大臣からなるロシア連邦政府がこれを指揮する。

## 第106条

① ロシア連邦首相は、ロシア連邦大統領による候補者の推薦ののち2週間以内に、連邦議会がこれを任命する。

② 大統領の提案した候補者を連邦議会が拒否した場合、大統領は、1週間以内に首相の任命に関する問題を改めて連邦議会の審議に付すものとする。大統領の提案する候補者が連邦議会によって再度拒否された場合は、首相の任命問題は、大統領によって1週間以内に連邦議会の両院の合同審議に付すものとする。この場合の首相の任命は、大統領の提案がおこなわれた日から1ヶ月以内にこれを行わなければならない。この期間内に連邦議会による首相の任命が行わなれない場合、大統領は連邦議会の任期満了前の解散の決定を行

い、首相代行を任命することができる。

## 第 1 0 7 条

- ① ロシア連邦首相は、任命ののち 1 週間以内にロシア連邦大統領に対し、政府を構成する執行権の連邦機関の構成に関して提案を行う。
- ② 連邦大臣は、ロシア連邦大統領がその職を任命し、解任する。ロシア連邦大統領は、連邦大臣の辞職を承認する。
- ③ 首相は、連邦大臣のなかから 1 人または数人の副首相を任命する。
- ④ ロシア連邦政府の組織および活動は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

## 第 1 0 8 条

ロシア連邦首相は、この憲法および法律の根拠に基づいて、政府の政策および活動の基本方向を定め、それに対して責任を負う。連邦大臣は、当該の国家行政の各領域における政府の政策の遂行に対して責任を負う。

## 第 1 0 9 条

ロシア連邦政府は、連邦の執行権のその他の一般的機能とともに、

- 1) 連邦予算〔案〕を編成し、これを連邦議会に提案し、その執行を保障し、
- 2) ロシア連邦の領土における統一的な財政、信用および通貨政策の遂行を保障し、
- 3) ロシア連邦の領土における文化、学術、教育および保健の分野の国家政策の遂行を保障し、
- 4) 連邦財産を組織し、これを管理し、
- 5) 国の防衛、国家的安全保障、ロシア連邦の対外政策の実現の保障に関する措置を講じ、
- 6) 適法性の保障、市民の権利および自由、財産および社会秩序の保護、犯罪との闘争に関して連邦構成主体と共同の措置を講ずる。

## 第 1 1 0 条

- ① この憲法、連邦法律、ロシア連邦大統領令に基づき、およびこれらを執行するに際して、ロシア連邦政府は、決定および命令を公布し、これらの執行を保障する。
- ② 首相およびその委任を受けた副首相は、決定および命令を公布し、連邦大臣は大臣令〔日本の省令にあたる〕を公布する。
- ③ その権限の範囲内において採択されたロシア連邦政府の決定および命令、首相および副首相の命令、連邦大臣の大臣令は、ロシア連邦の全土においてその執行を義務づけられる。

## 第 1 1 1 条

- ① ロシア連邦政府は、総辞職することができる。この総辞職は、ロシア連邦大統領の提案によって連邦会議がこれを採択し、または却下する。
- ② 連邦会議は、大統領の提案または両院の代議員の発議により、ロシア連邦政府の不信任を表明することができる。政府の不信任決議は、連邦会議がその代議員総数の多数によりこれを採択する。
- ③ 大統領による政府の不信任またはその総辞職の承認の提案が、それが提出されたのち 1 週間以内に連邦会議において審理に付されず、または審議されない場合、大統領は、連邦会議によるこの問題の審議を経ないで政府の総辞職を可能にする独自の政府の不信任ま

たは総辞職の承認を改めて宣言することができる。

④ 連邦会議は、連邦大臣の不信任を表明することができる。連邦会議のこの問題に関する決定は大統領に送致され、大統領は、政府の提案に従って連邦大臣を留任し、または解任する。

## 第 1 1 2 条

① ロシア連邦政府が総辞職し、または連邦会議が政府の不信任を採択した場合、ロシア連邦大統領は、1週間以内に連邦会議に対し首相の候補者を提案する。

② ロシア連邦首相は大統領の要請により、連邦大臣は首相の要請により、その後任が任命されるまでの間その業務の遂行を継続しなければならない。

## 第 7 章 裁判

### 第 1 1 3 条

① ロシア連邦の裁判は、裁判所のみがこれを行う。

② ロシア連邦における裁判構成は、憲法および連邦の憲法法律によって定められる。

### 第 1 1 4 条

裁判官になることができるのは、満25歳以上で、高等法学教育を修了し、5年以上の法律専門職の実務経験を有する市民である。ロシア連邦の裁判所の裁判官に対する追加的要件は、連邦法律によってこれを定めることができる。

### 第 1 1 5 条

① 裁判官は、終身制である。

② 裁判官の権限は、連邦の定める根拠と手続による場合に限り、これを消滅し、または停止することができる

### 第 1 1 6 条

① 裁判官は、不可侵である。

② 裁判官は、連邦法律の定める裁判機関の同意によってのみ、その刑事上、行政上および服務上の責任を追及することができる。

### 第 1 1 7 条

① 裁判官は、独立であり、憲法および法律にのみ従う。

② 裁判所は、事件の審理にあたり国家機関またはその他の機関の法的アクトが法律に一致しないことを確認した場合、その法律に基づいて決定を行う。

### 第 1 1 8 条

① 何人も、当該事件の裁判を管轄する裁判所においてその事件を管轄する裁判官による事件の審理を求める権利を有する。

② 犯罪の実行における被疑者・被告人は、連邦法律に定める場合には陪審員の参加する裁判所においてその事件の審理を求める権利を有する。

### 第 1 1 9 条

① すべての裁判所における事件の審理は、公開である。秘密法廷における事件の審理は、連邦法律の定める場合にこれを許される。

② 第1審の刑事事件における欠席裁判は、これを許されない。

③ 裁判は、連邦法律の定める例外を除き、当事者主義の原則に基づいて行われる。

## **第 1 2 0 条**

裁判所および裁判官の維持管理のための財政は、裁判の完全かつ独立の執行を可能にすることを保障し、法律の要請に従ってこれを定めなければならず、当該予算の承認および執行にあたりこれを削減されることはない。

## **第 1 2 1 条**

① 連邦憲法裁判所は、法律、連邦議会の決定、ロシア連邦大統領令、その他の連邦機関のアクト、共和国の憲法および地方(クライ)、州の憲章、連邦構成主体のその他の法的規範、連邦内の条約および条約の憲法に対する適合性の問題を審理する。この問題に関する連邦憲法裁判所の決定は、最終のものである。

② 連邦憲法裁判所は、連邦国家機関相互の間、連邦国家機関と連邦構成主体の国家機関の間、連邦構成主体の国家機関相互の間の権限に関する紛争を解決する。

## **第 1 2 2 条**

連邦最高裁判所は、審理を管轄するすべての裁判所にかけられる民事、刑事、行政およびその他の事件に関する最高の裁判機関であり、その活動に対する裁判監督を行い、これらの事件の解決にあたって義務的確認事項を採択する。

## **第 1 2 3 条**

連邦最高仲裁裁判所は、経済紛争および仲裁裁判所によって審理されるその他の事件の解決に関する最高の裁判機関であり、その活動に対する裁判監督を行い、これらの事件の解決にあたって義務的確認事項を採択する。

## **第 1 2 4 条**

① 連邦憲法裁判所、連邦最高裁判所、連邦最高仲裁裁判所の裁判官、連邦最高裁判官会議を構成する裁判官は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、連邦会議がこれを任命する。

② その他の裁判所の連邦裁判官は、ロシア連邦大統領がこれを任命する。

③ 憲法裁判所、連邦最高裁判所、連邦仲裁裁判所の権限、組織および活動の手続は、連邦法律がこれを定める。

## **第 1 2 5 条**

① 連邦最高裁判官会議は、連邦憲法裁判所長官、連邦最高裁判所長官、連邦最高仲裁裁判所長官、これらの裁判所の第1副長官(副長官)、ならびにロシア連邦大統領の提案により連邦会議が連邦最高裁判官会議に任命する3人の連邦裁判官がこれを構成する。

② 最高裁判官会議の会議は、連邦憲法裁判所、連邦最高裁判所、連邦最高仲裁裁判所の長官が交代でその議長をつとめる。

③ 最高裁判官会議は、

- 1) ロシア連邦憲法の解釈を行い、
- 2) ロシア連邦大統領の罷免の事由の存否に関する判断を行い、
- 3) 連邦法律の定める根拠がある場合、連邦会議が任命する連邦裁判官を停職させ、
- 4) ロシア連邦の裁判所に対し事件の管轄指定の問題に関して決定を行い、
- 5) ロシア連邦大統領にロシア連邦検事総長の職の候補者およびその解任に関する提案を行い、
- 6) 裁判実務の合憲性に関する事件、および連邦議会、ロシア連邦大統領、連邦憲法裁判

所、連邦最高裁判所、最高仲裁裁判所の提起によるその他の事件を審理する。

## 第 1 2 6 条

- ① 犯罪事件の審理の適法性の監督、公訴の維持、国家の利益の擁護における裁判所への出訴、国家機関、地方自治機関および公務員の違法なアクトの裁判所への異議申立ては、ロシア連邦検事総長を長とするロシア連邦検察庁がこれを行う。
- ② ロシア連邦検事総長およびそれに従属する検事は、裁判所の監督のもとにその活動を行う。
- ③ ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦最高裁判官会議の提案に基づくロシア連邦大統領の提起により連邦会議がこれを任命し、解任する。

## 第 8 章 地方自治

### 第 1 2 7 条

- ① 市、地区、村およびその他の地域的単位における地方自治は、これを保障される。
- ② 地方自治は、共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区において定められる地域的単位の境界内でこれを実現する。
- ③ 地方自治は、国家権力から分離され、その活動を独立かつ自立的に行う。
- ④ 住民の民族的、エスニックな構成を考慮して地方自治を行うために、民族地区および他の民族・地域的形成を組織することができる。
- ⑤ 民族・地域的単位は、当該の連邦構成主体の同意により採択された連邦法律の根拠に基づいて形成される。

### 第 1 2 8 条

地方自治機関は、独立して、地方予算、地方税および手数料を承認し、自治体財産を管理し、社会秩序を維持し、ならびに地方的意義を有する任意の経済的、社会的および他の問題を解決する。ただし、その管轄外とされ、または国家機関に委譲されている問題は、この限りではない。

### 第 1 2 9 条

- ① 国家機関は、憲法および法律に定める地方自治の権利を制限することはできない。
- ② 地方自治機関は、社会的自治の基礎的な地域集団にその一定の権限を委譲することができる。

### 第 1 3 0 条

- ① 地方自治は、さまざまの形態の直接的意思表示(レフェレンダム、集会、住民集会)、社会的自治の基礎的な地域集団をとおして住民がこれを実現し、および地方の代表制および執行機関、治安判事によって実現される。
- ② その住民が民族的(エスニックな)、宗教的、文化的および他の特殊性を有する地域単位における地方自治機関は、地域的伝統および慣習に従ってこれを組織する。

## 第 9 章 憲法改正および憲法の改訂

### 第 1 3 1 条

- ① 憲法第1編の改正および改訂の提案は、ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、連邦構成主体および連邦議会の各院のいずれかの代議員総数の十分の一以上の代議員集団がこれ

を行うことができる。

② この決定の採択のためには、連邦議会の各院の会議において当該の院の代議員総数の五分の四以上が出席することが必要である。

③ 憲法の改正または改訂の決定は、連邦議会の各院の代議員総数の三分の二以上の賛成がある場合に採択されたものとみなされる。改正または改訂の決定は、連邦構成主体の三分の二が批准したときに施行される。

### 第 1 3 2 条

① 憲法第 1 章の規定は、これを改正または改訂の対象とはできない。

② 憲法第 1 章の規定の変更の提案が連邦議会の各院の代議員総数の三分の二の投票によっておこなわれた場合、連邦議会は解散し、憲法議会を召集して、憲法の不变性を確認するか、または新しいロシア連邦憲法の制定の準備を宣言し、そのための所定の手続を定める。

### 第 1 3 3 条

ロシア連邦の構成を定める憲法第 58 条の規定の改正は、ロシア連邦への加入およびロシア連邦における新しい連邦構成主体の形成に関する連邦の憲法法律に基づいてこれを行う。

## 第 2 編

### ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する主権共和国の権力機関の間の管轄事項および権限の区分に関する条約

われわれ、ロシア連邦の国家権力の連邦機関およびロシア連邦を構成する主権共和国の権力機関の全権代表は、

ロシア連邦の諸民族の歴史、伝統、文化、言語および民族的尊厳を尊敬し、

ロシア連邦の諸民族の歴史的に形成された国家的な統一の維持およびそれぞれの共和国の領土の保全に対する自己の責任を承認し、

民族的帰属および居住地域の別なく人と市民の権利および自由、ならびに民族自決権を優先させ、

自発的な権限の区分およびその効果的な実現に基づいて連邦関係の質的刷新につとめ、

ロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関は、その権限の範囲内で、独立して当該地域においてその権力を行使するということをふまえ、

ロシア連邦の国家主権に関する宣言、ロシア連邦を構成する共和国の国家主権に関する宣言、ロシア連邦における連邦構造および連邦関係に関するロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議の決定に基づき、

以下の点について合意した。

### 第 1 条

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄には、以下の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の採択および改正、それらの順守に対する監督
- 2) ロシア連邦の連邦構造および領土

- 3) 人と市民の権利および自由の規制、少数民族の権利の規制および擁護、ロシア連邦の国籍、
  - 4) 立法権、執行権および司法権の連邦諸機関の体系の確立、その組織および活動の手続、連邦国家機関の形成
  - 5) 連邦国家財産およびその管理
  - 6) ロシア連邦における国家的、経済的、社会的、文化的および民族的な発展の領域の連邦政策および連邦計画の原則の制定
  - 7) 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済機関
  - 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
  - 9) 連邦エネルギー体系、原子力発電、放射性物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
  - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
  - 11) ロシア連邦の対外経済関係
  - 12) 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定、放射性物資、毒物、麻酔剤の生産およびそれらの使用手続
  - 13) ロシア連邦の国境、領海、領空、経済水域および大陸棚の地位および防衛
  - 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法
  - 15) 連邦抵触法
  - 16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、公式統計および簿記
  - 17) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
  - 18) 連邦の国家的職務
- ② ロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律に定める範囲および形態において連邦権限の行使に参加する。
- ③ ロシア連邦を構成する共和国は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関においてその代表権を保証される。
- ## 第2条
- ① ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の共同管轄には、以下の事項が含まれる。
- 1) ロシア連邦を構成する共和国の憲法および法律のロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障
  - 2) 人および市民の権利と自由、少数民族の権利の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、国境区域の管理
  - 3) 国有財産の区分
  - 4) 自然利用、環境保護および生態学的な安全の保障、特別自然保護地域、歴史および文化の記念物の保護
  - 5) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題
  - 6) 保健に関する諸問題の調整、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障

## を含む社会的保護

- 7) 惨事、自然災害、伝染病との闘争に関する措置の実行、その後遺症の一掃
  - 8) 税および手数料の一般原則の確定
  - 9) 行政、行政訴訟、労働、家族、土地、住宅、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法、知的所有権の法的規制
  - 10) 裁判所構成、弁護士会、公証人役場、法保護機関の職員
  - 11) 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護
  - 12) 地方自治（体）の組織の一般原則の確定
- ② 本条の第1項に定める問題に関して、ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、基本法を制定し、ロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、これに従って法律およびその他の法的アクトを含む独自の法的規制を行う。
- ③ 本条の第1項に定める共同管轄事項を対象とする法案は、ロシア連邦を構成する共和国に送致され、それに相当する規定はロシア連邦最高会議においてこれを審議する。

## 第3条

- ① ロシア連邦を構成する共和国（国家）は、この条約によってロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄事項に移行した（とされた）権限を除き、その全領域において全権を有する。ロシア連邦を構成する共和国の領域および地位は、その同意なしにこれを変更することはできない。
- ② ロシア連邦を構成する共和国は、ロシア連邦の憲法および法律、この条約に反しない場合、国際関係および対外経済関係、ロシア連邦の他の共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区との協定の独立の参加者である。
- ③ 土地、地下資源、水資源、動植物界は、当該共和国の領域に住む民族の資産（財産）である。土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の問題は、ロシア連邦の基本法およびロシア連邦を構成する共和国の法令によってこれを規制する。連邦の天然資源の地位は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の相互の合意によってこれを定める。
- ④ ロシア連邦の国家権力の連邦機関によってロシア連邦を構成する共和国の領域に非常事態が導入される場合は、この共和国の国家権力機関の事前の同意を必要とする。非常事態の導入の根拠となる状況がただひとつのロシア連邦を構成する共和国のみの領域にかかる場合、この共和国における非常事態は、この共和国の国家権力機関がこれを導入することができ、ロシア連邦大統領およびロシア連邦最高会議に直ちに通知され、連邦法律に従ってこれを行使する。

## 第4条

- ① ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、ロシア連邦を構成する共和国の国家権力との合意により、その権限の一部の行使をこれら共和国の機関に委譲することができる。
- ② ロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関との合意により、その権限の一部の行使をこの連邦機関に委譲することができる。

## 第5条

- ① ロシア連邦の国家権力の連邦機関およびロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、

ロシア連邦を構成する共和国において、ロシア連邦の法令に定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。

② ロシア連邦とロシア連邦を構成する共和国の権力機関によって、これらの機関、施設および公務員の権限の範囲において公布された法律文書は、ロシア連邦の全土においてこれを承認する。

#### 第 6 条

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、ロシア連邦を構成する共和国の国家権力の管轄に含まれる問題について法的アクトを公布することはできない。ロシア連邦を構成する共和国が、ロシア連邦の国家権力の連邦機関の排他的管轄に含まれる問題に関して法律、その他の法的アクトを公布した場合は、連邦法律が適用される。

② ロシア連邦の国家権力とロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法、共和国憲法、相互尊敬および相互責任に基づいてこれを打ち立てる。紛争は、ロシア連邦の憲法および法律が定める手続によりかならず協議手続を利用してこれを解決する。

③ 本条の第 1 項に定める問題、この条約の第 2 条に従って共同管轄事項に含まれる問題に関する紛争は、ロシア連邦憲法裁判所がこれを解決する。

#### 第 7 条

この条約に定める管轄事項および権限の区分は、一方の単独の手続によってこれを変更することはできない。

#### 第 8 条

① この条約は、署名の日からこれを施行する。ロシア連邦人民代議員大会がこれを承認したのちに、この条約は、ロシア連邦憲法の構成部分（独立の編）となる。ロシア連邦のこの編の改正および増補は、この条約に署名したロシア連邦を構成する共和国の同意をえてこれを行う。

② ロシア連邦を構成するすべての共和国は、この条約に署名し、ロシア連邦憲法とその共和国の憲法に従って、ロシア連邦の国家権力の連邦機関との権限の区分に関して自己の態度を決定する権利を留保する。

### ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の間の管轄事項および権限の区分に関する条約

われわれ、ロシア連邦の国家権力の連邦機関ならびに地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の全権代表は、ロシア連邦の諸民族の歴史、伝統、文化、言語および民族的尊厳を尊敬し、ロシア連邦の諸民族の歴史的に形成された国家的な統一の維持およびその領土の保全に対する自己の責任を承認し、民族間の合意、信頼および相互理解を達成し強化することを目的とし、民族的帰属、居住地域およびその他の事情の別なく人と市民の権利および自由を優先し、その物質的福祉および精神的発展について配慮し、合理的な権限の区分およびその効果的な実現に基づいて連邦関係の質的刷新につとめ、ロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の

国家権力機関が、その権限の範囲内で、独立して当該地域においてその権力を行使するということをふまえし、ロシア連邦の国家主権に関する宣言、ロシア連邦における連邦構造および連邦関係に関するロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議の決定に基づき、以下の点について合意する。

## 第1条

- ① ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄には、以下の事項が含まれる。
- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の採択および改正、それらの順守に対する監督
  - 2) ロシア連邦の連邦構造、構成、領土およびその保全、新しい地方(クライ)、州の形成の承認、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の境界の変更の承認
  - 3) 人と市民の権利および自由の擁護ならびにロシア連邦の国籍、少数民族の権利の擁護
  - 4) 立法権、執行権および司法権の連邦諸機関の体系の確立、その組織および活動の手続、連邦国家機関の形成、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の代表制権力および執行権の機関の体系の組織の一般原則の制定
  - 5) ロシア連邦における国家的、経済的、社会的、文化的および民族的な発展の領域の連邦政策および連邦計画の原則の制定
  - 6) 連邦国家財産およびその管理
  - 7) 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済機関
  - 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
  - 9) 連邦エネルギー体系、原子力発電、放射性物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
  - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
  - 11) ロシア連邦の対外経済関係
  - 12) 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定、放射性物資、毒物、麻酔剤の生産およびそれらの使用手続
  - 13) ロシア連邦の国境、領海、領空、経済水域および大陸棚の地位、管理および防衛
  - 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法、行政訴訟、労働、家族に関する立法、知的所有権の法的規制
  - 15) 連邦抵触法
  - 16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、公式統計および簿記
  - 17) 連邦の国家的職務
  - 18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- ② ロシア連邦の地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲および手続において連邦権限の行使に参加する。
- ③ 地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市は、ロシア連邦の国家権力の連邦代表制機関においてその代表権を保証される。

## 第2条

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関の共同管轄には、以下の事項が含まれる。

- 1) 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の憲章およびその他の規範的な法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障
- 2) 人および市民の権利と自由の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障
- 3) 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市における領域区分および地方自治の組織の一般原則の確定
- 4) 弁護士会、公証人役場
- 5) 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護
- 6) 行政、住宅に関する立法、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法
- 7) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題
- 8) 保健、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護
- 9) 検疫、惨事、自然災害、伝染病との闘争、その後遺症の一掃
- 10) ロシア連邦憲法によってロシア連邦と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の共同管轄事項とされたその他の権限

② 本条の第1項に定める問題に関して、ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、基本法を制定し、ロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関は、自己の権限の範囲において独自の法的規制を行い、法的アクトを採択する。

③ 本条の第1項に定める共同管轄事項を対象とする法案は、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市に送致される。

### 第3条

① この条約の第1条および第2条によりロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄事項にならびにロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の共同の管轄事項にふくまれない国家権力のすべての権限は、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関が、ロシア連邦憲法に従って独立してこれを行使する。

② 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市は、ロシア連邦の憲法および法律に反しない場合、国際関係および対外経済関係、ロシア連邦を構成する他の地方（クライ）、州、自治州、自治管区との協定の独立の参加者である。地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国際関係および対外経済関係の調整は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関が、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関と共同でこれを行う。

③ 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の問題は、ロシア連邦の基本法ならびに地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の法的アクトによってこれを規制する。連邦の天然資源の地位は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の相互の合意によってこれを定める。

④ 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の領域における非常事

態の導入は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関がこれを行い、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関に通知する。

#### 第4条

- ① ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、ロシア連邦の憲法および法律に反しない場合、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関との合意により、その権限の一部の行使をこれらの機関に委譲することができる。
- ② 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関との合意により、その権限の一部の行使をこの連邦機関に委譲することができる。

#### 第5条

- ① ロシア連邦の国家権力の連邦機関ならびに地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関は、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市において、ロシア連邦の法令に定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。
- ② ロシア連邦と地方（クライ）、州およびロシア連邦を構成する共和国、自治州、自治管区の権力機関、施設および公務員によって、これらの機関、施設および公務員の権限の範囲において公布された法律文書は、ロシア連邦の全土においてこれを承認する。

#### 第6条

- ① 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄に含まれる問題に関する法的アクトを採択することができず、同様にロシア連邦の国家権力の連邦機関もこの条約により地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の管轄に含まれる問題に関する法的アクトを採択することができない。
- ② 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関がロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄にふくまれ問題に関して法的アクトを公布した場合、または地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の的アクトが、ロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の共同管轄に含まれる問題に関して制定された連邦法律に適合しない場合は、連邦法律が適用される。
- ③ 本条の第1項および第2項に定める問題の紛争は、ロシア連邦憲法裁判所はこれを解決する。

#### 第7条

ロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法、相互尊敬および相互責任に基づいてこれを打ち立てる。紛争は、ロシア連邦の憲法および法律の定める手続に従ってかならず協議手続を利用してこれを解決する。

#### 第8条

この条約に定める管轄事項および権限の区分は、一方の単独の手続によってこれを変更することはできない。

## 第 9 条

この条約の規定は、ロシア連邦人民代議員大会における共同の立法発議の手続によりロシア連邦憲法（基本法）の編としてこれを組入れる。

## ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州および自治管区の権力機関の間の管轄事項および権限の区分に関する条約

われわれ、ロシア連邦の国家権力の連邦機関およびロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の全権代表は、ロシア連邦の諸民族の歴史、伝統、文化、言語および民族的尊厳を尊敬し、ロシア連邦の諸民族の歴史的に形成された国家的な統一の維持およびその領土の保全に対する自己の責任を承認し、民族間の合意、信頼および相互理解を達成し強化することを目的とし、民族的帰属、居住地域およびその他の事情の別なく人と市民の権利および自由を優先し、その物質的福祉および精神的発展について配慮し、合理的な権限の区分およびその効果的な実現に基づいて連邦関係の質的刷新にとめ、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関が、その権限の範囲内で、独立して当該地域においてその権力を行使するということをふまえ、ロシア連邦の国家主権に関する宣言、ロシア連邦における連邦構造および連邦関係に関するロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議の決定に基づき、以下の点について合意する。

## 第 1 条

- ① ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄には、以下の事項が含まれる。
  - 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の制定および改正、それらの順守に対する監督
  - 2) ロシア連邦の連邦構造、構成、領土およびその保全、新しい自治州、自治管区の形成の承認、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の境界の変更の承認
  - 3) 人と市民の権利および自由の擁護、ロシア連邦の国籍、少数民族の権利の保護
  - 4) 立法権、執行権および司法権の連邦諸機関の体系、その組織および活動の手続の制定、連邦国家機関の形成、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の代表制権力および執行権の機関の体系の組織の一般原則の制定
  - 5) ロシア連邦における国家的、経済的、社会的、文化的および民族的な発展の領域の連邦政策および連邦計画の原則の制定
  - 6) 連邦国家財産およびその管理
  - 7) 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済機関
  - 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
  - 9) 連邦エネルギー一体系、原子力発電、放射性物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
  - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
  - 11) ロシア連邦の対外経済関係
  - 12) 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続、放射性物資、毒物、麻酔剤の生産およびそれらの使用手続
  - 13) ロシア連邦の国境、領海、領空、経済水域および大陸棚の地位、管理および防衛

14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法、行政訴訟、労働、家族に関する立法、知的所有権の法的規制

15) 連邦抵触法

16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、公式統計および簿記

17) 連邦の国家的職務

18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号

② ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲および手続において連邦権限の行使に参加する。

③ ロシア連邦を構成する自治州、自治管区は、ロシア連邦の国家権力の連邦代表制機関においてその代表権を保証される。

## 第 2 条

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の共同管轄には、以下の事項が含まれる。

1) ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の規範的な法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障

2) 人および市民の権利と自由の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障

3) ロシア連邦を構成する自治州、自治管区における領域区分および地方自治の組織的一般原則の確定

3) ロシア連邦を構成する自治州、自治管区における課税の一般原則の制定

4) 弁護士会、公証人役場

5) 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保

6) 行政、住宅に関する立法、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法

7) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題

8) 保健、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護

9) 検疫、惨事、自然災害、伝染病との闘争、その後遺症の一掃

10) ロシア連邦憲法によってロシア連邦とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の共同管轄事項とされたその他の権限

② 本条の第 1 項に定める問題に関して、ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、基本法、法典および法律を制定し、ロシア連邦を構成する自治州の国家権力機関は、自己の権限の範囲において独自の法的規制を行い、法的アクトを採択する。ロシア連邦を構成する自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の基本法、法典、法律、自治管区を含む地方(クライ)、自治州との条約に従って、自己の権限の範囲において独自の法的規制を行う。

③ 本条の第 1 項に定める共同管轄事項を対象とする法案は、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区に送致される。

## 第 3 条

① この条約の第 1 条および第 2 条により、ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄事項、およびロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家

権力機関の共同管轄事項にふくまれない国家権力のすべての権限は、それぞれの自治州、自治管区の提案によってロシア連邦最高会議が採択した自治州、個々の自治管区に関するロシア連邦の法律、ロシア連邦のその他の法的アクトによってこれを定め、自治州、自治管区の国家権力機関がロシア連邦憲法に従って独立にこれを行使する。

② ロシア連邦を構成する自治州、自治管区は、ロシア連邦の憲法および法律に従って、国際関係および対外経済関係、ロシア連邦を構成する地方（クライ）、州、および共和国、自治州、自治管区との協定の独立の参加者である。ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国際関係および対外経済関係の調整は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関がこれを行う。

③ 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の問題は、ロシア連邦の基本法、法典、法律およびロシア連邦を構成する自治州、自治管区の法的アクトによってこれを規制する。連邦の天然資源の地位は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の相互の合意によって、当該地域の経済活動および天然資源の利用の歴史的に形成された伝統的形態の保護および援助の必要性を考慮して、これを定める。

④ ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の領域における非常事態の導入は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関がこれを行い、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の権力機関に通知する。

#### 第4条

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関との合意により、その権限の一部の行使をこれらの機関に委譲することができる。

② ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関との合意により、その権限の一部の行使をこの連邦機関に委譲することができる。

#### 第5条

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関およびロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区において、ロシア連邦の法令に定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。

② ロシア連邦とロシア連邦を構成する地方（クライ）、州、およびロシア連邦を構成する共和国、自治州、自治管区の権力機関、施設および公務員によって、これらの機関、施設および公務員の権限の範囲において公布された法律文書は、ロシア連邦の全土においてこれを承認する。

#### 第6条

① ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の国家権力連邦機関の管轄に含まれる問題に関して法的アクトを採択することができず、同様にロシア連邦の国家権力の連邦機関も、この条約によりロシア連邦を構成する自治州、自治管区の管轄に含まれる問題に関して法的アクトを採択することはできない。

② ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関が、ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄に含まれる問題に関して法的アクトを公布した場合、また同様に自治州、自治管区の法的アクトがロシア連邦の国家権力の連邦機関と自治州、自治管区の国家権力機関の共同管轄に含まれる問題に関して公布された連邦法律に適合しない場合は、連邦法

律が適用される。

③ 本条の第1項および第2項に定める問題に関する紛争は、ロシア連邦憲法裁判所がこれを解決する。

#### 第7条

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法および連邦法律に基づいてこれを打ち立てる。

② この条約の第6条第1および2項に定める問題に関する紛争は、ロシア連邦の憲法および法律に従って協議手続によりこれを解決する。

#### 第8条

この条約に定める管轄事項および権限の区分は、一方の単独の手続によってこれを変更することはできない。

#### 第9条

この条約の規定は、ロシア連邦人民代議員大会における共同の立法発議の手続によりロシア連邦憲法（基本法）の編としてこれを組入れる。

### 第3編 経過規定

1. ロシア連邦憲法（基本法）は、1993年〇月〇日に公布され、その日からこれを施行する。

2. ロシア連邦の領土において1993年〇月〇日までに施行されていた法律およびその他の法的アクトは、それが廃止または改正されるまでの間、憲法に抵触しない限りでこれを適用する。

3. ロシア連邦刑法典が改正されるまでの間、死刑は、裁判所の判決により、ロシア連邦刑法典第102条に定める加重事由がある故意の殺人、ならびにロシア連邦刑法典第66、67、68、77、191および240条に定める犯罪の実行における故意の殺人および人々の殺戮に対してのみこれを適用することができる。

4. ロシア連邦軍の兵役につくことをその信教を理由として拒否する市民の代替業務に関する連邦法律が採択されるまでの間、兵役義務に従事する期間をロシア連邦政府が定める医療、建設、救助、共益およびその他の国家的な施設または機関の職務にあてる。

5. ロシア連邦大統領は、全人民によって選挙された期間の間、憲法第70、73ないし83条に従って国家元首として行動する。

6. 第1期の連邦議会の選挙は、連邦議会の選挙に関するロシア連邦の法律に基づいて1990年〇月〇日にこれを施行する。

連邦議会が召集されるまでの間、国家会議の権限は、憲法の施行のときの構成によりロシア連邦最高会議がこれを行使すし、連邦会議の権限は、すべての連邦構成主体の立法（代表制）機関の代表1人および連邦構成主体の長（行政長官）を含む連邦構成主体評議会がこれを行使する。

7. 憲法の施行のときに活動しているロシア連邦大臣会議-政府は、その任期が満了し、または憲法の定める手続によって総辞職するまでの間、憲法第105、108ないし112

条に定める権限を行使する。

8. ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所は、憲法の施行のときから、連邦憲法裁判所、連邦最高裁判所、連邦最高仲裁裁判所としてそれぞれに、憲法およびこの憲法の採択以前に効力を有し、かつこの憲法に抵触しないこれらの裁判所に関する法律の定める権限に従って裁判を行う。

憲法の施行の日から、連邦裁判官の任命は、憲法第124条の定める手続によってこれを行う。

第1期の連邦会議によって連邦最高裁判官会議を構成する連邦裁判官が任命されるまでは、連邦最高裁判官会議は、連邦憲法裁判所長官およびその副長官、連邦最高裁判所長官およびその第1副長官、連邦最高仲裁裁判所長官およびその第1副長官の構成で憲法第125条に定める権限を行使する。

9. 憲法第2編に定めるロシア連邦人民代議員大会、ロシア連邦最高会議、ロシア連邦憲法裁判所の権限は、それぞれ連邦議会および連邦憲法裁判所に属する。

10. ロシア連邦と連邦条約に署名していない連邦構成主体の間の関係は、憲法に基づいてこれを打ち立て、憲法によって連邦管轄とされる権限以外は、当該の連邦構成主体が独立にその領域における国家権力を行使することに立脚する。

#### ＜訳注＞

- ① 条文のなかの〔 〕内は、訳者の挿入語である。
- ② 各条文の項に付された①②などの番号は、訳者が便宜のために付したものである。
- ③ 各条文の号にふされた 1) 2)などの番号もまた、訳者が便宜のために付したものである。
- ④ 第2編の 3つの連邦条約の前文の部分は、それぞれ同じように段落を設けるのが正しいが、今回発表されたこの憲法草案では、ここに訳出したように最初のものとそれ以後のものとは別の編集になっているので、忠実にそれにしたがった。